

# 鎌倉市高齢者保健福祉計画

(平成 24 年度～平成 26 年度)



平成 24 年 3 月  
鎌 倉 市

## はじめに

本市にお住まいの65歳以上の方は、平成23年10月時点でおよそ48,000人となります。人口に占める割合も27%を超えた超高齢社会となっており、今後さらに高齢化の進展が予測されています。

このような状況の中、高齢者が住みなれたまちで、地域のつながりを保ちながら、その人らしく健康でいきいきと過ごし、尊厳ある生活が送れる環境づくりが求められています。

そこで、こうした現状を踏まえ今回の高齢者保健福祉計画の改定では、「地域包括ケアシステムの構築」「高齢者の尊厳を守る取組みの推進」の2つの重点施策を掲げています。

今後は、高齢者が生きる喜びや幸せを実感できるよう、引き続き地域全体で高齢者の自立生活を支え合い、介護が必要な状態になっても、住みなれたまちで暮らし続けられる環境づくりを行うとともに、高齢者に関わる様々な機関が相互に連携し地域での生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築への取り組みを積極的に進め、高齢者保健福祉計画の推進に最大限の努力をしてまいります。

また、計画の推進にあたっては、行政と市民が相互の役割を認識し、協働してよりよい地域づくりに取り組んでいくことが必要であり、今後とも市民の方々のご理解ご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定に際しましては、ご尽力いただきました高齢者保健福祉計画等推進委員会の委員の皆様、多くのご意見、ご提案をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

鎌倉市長 松尾 崇

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>高齢者保健福祉計画の策定にあたって</b>	
1	計画策定の背景	1
2	計画のねらい	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	アンケート調査の実施	3
<b>第2章</b>	<b>高齢者を取り巻く状況</b>	
1	高齢者数の将来推計	4
2	要支援・要介護認定者数の推計	5
3	地域別の人口と要支援・要介護認定者数	6
<b>第3章</b>	<b>計画の基本目標と基本方針</b>	
1	計画の基本目標	7
2	計画の基本方針	7
3	高齢者保健福祉計画の体系	8
	(1) 基本方針1 いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進	10
	(2) 基本方針2 生きがいくくりと社会参加の推進	12
	(3) 基本方針3 健康づくりと介護予防の推進	14
	(4) 基本方針4 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備	16
	(5) 基本方針5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	18
4	計画の重点施策	20
	・重点施策1 地域包括ケアシステムの構築	21
	・重点施策2 高齢者の尊厳を守る取組みの推進	24
<b>第4章</b>	<b>主要施策の推進について</b>	
	基本方針別の施策の展開	25
<b>第1節</b>	<b>基本方針1 いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進</b>	
1-1	地域包括ケアシステムの構築	25
	(1) 地域ケア体制の充実	25
	(2) 地域包括支援センターの機能の充実	25
	(3) NPO・ボランティア団体との協働・連携	26
	(4) 地域での支え合い活動の推進	27
	(5) 見守り体制の充実	27
1-2	高齢者の尊厳を守る取組みの推進	28
	(1) 認知症高齢者への支援施策の充実	28
	(2) 高齢者虐待防止対策の推進	28
	(3) 成年後見制度の利用促進	28
	(4) 福祉教育の推進	29
1-3	在宅生活支援サービスの充実	30
	(1) 高齢者の在宅生活の支援	30
	(2) 介護者への支援	30
1-4	医療との連携強化	31
	(1) 医療と介護の連携強化の推進	31
	(2) 医療系サービスの充実強化	31
<b>第2節</b>	<b>基本方針2 生きがいくくりと社会参加の推進</b>	
2-1	生きがいくくりへの支援	32
	(1) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実	32
	(2) 生涯学習の推進	32
	(3) いきいき事業の推進	33
2-2	社会参加・社会貢献活動への支援	33
	(1) 老人クラブの充実	33
	(2) ボランティア活動参加の促進	34
	(3) 地域活動団体への支援	34

	(4) 世代間交流の促進	35
2-3	地域活動の拠点づくりの推進	35
	(1) 老人福祉センターの充実	35
<b>第3節 基本方針3 健康づくりと介護予防の推進</b>		
3-1	健康づくり事業の推進	36
	(1) 健康に関する普及啓発	36
	(2) 生活習慣病予防と疾病の早期発見	36
3-2	地域支援事業による介護予防の推進	37
	(1) 介護予防事業の充実	37
	(2) 介護予防に関する普及啓発	38
<b>第4節 基本方針4 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備</b>		
4-1	安全・安心な生活環境の確保	39
	(1) 高齢者向け住宅の整備	39
	(2) 介護保険施設等の整備	39
	(3) その他の施設サービス	40
4-2	高齢者にやさしいまちづくりの推進	40
	(1) 買い物支援サービス等の情報提供	40
	(2) 移動サービスの充実	42
4-3	防犯・防災体制の整備	42
	(1) 消費者相談の充実	42
	(2) 災害時における支援体制の充実	43
	(3) 防犯情報の提供等	43
<b>第5節 基本方針5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実</b>		
5-1	介護保険給付サービスの充実	44
	(1) 介護（予防）サービスの充実	44
	(2) 地域密着型サービスの充実	45
	(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	46
5-2	介護保険制度の適切な運営の確保	46
	(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成	46
	(2) 介護給付適正化の推進	47
<b>第5章 介護保険制度の状況</b>		
1	サービス基盤整備のために	48
2	介護保険サービス利用者等の状況	50
3	介護保険事業量の見込み	54
	(1) 介護予防サービスの事業量	54
	(2) 介護給付サービスの事業量	55
	(3) 施設サービスの事業量	55
4	介護保険給付費の見込み	56
	(1) 介護予防サービス費の見込み	56
	(2) 介護給付費の見込み	57
	(3) 地域支援事業費用額の見込み	57
	(4) 介護保険第1号被保険者の保険料	58
	計画策定のための体制と進行管理	60
	計画策定のための体制	60
	計画の進行管理	62
	用語集	63